区のおしらせ No.454

昭和50年12月20日発行 東京都千代田区役所(九段南一丁目6番11号) 電話(264)0151(大代表) 郵便番号102

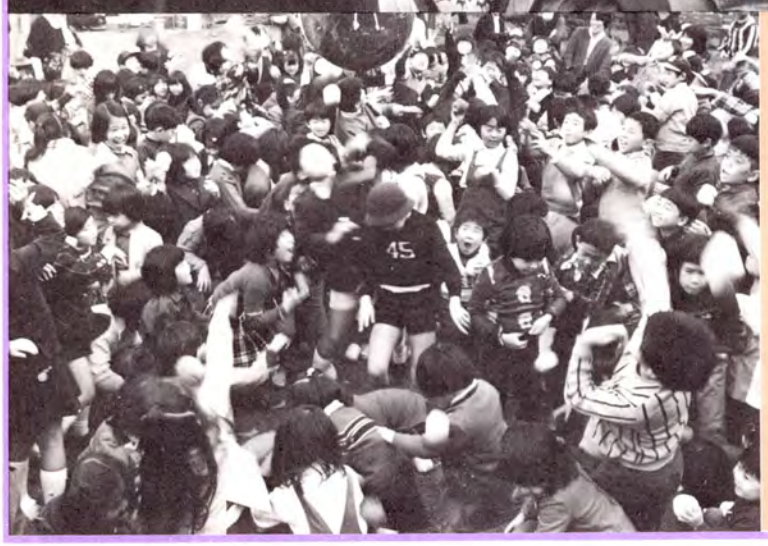

サンタさんから贈物 ひと足早いクリスマス

毎年12月になると、区主催の「クリスマスこども会」が、区内の十数か所の会場で開かれます。

会場はどこも、木枯しの吹く屋外ですが、元気なチビッコたちがたくさん集まります。

顔をまっ赤にしたチビッコは、赤組と白組に分かれて綱引き、鈴割りなどの競技に寒さを吹飛ばしてしまいます。

最後に地元のおじさんのふんするサンタからプレゼントをもらって、ひと足早いクリスマスを楽しんでいました。

(写真は東郷公園で)

一年目を迎えたモニター制度

区民の方から、区政についての意見・要望を聞く方法として、「モニター制度」が昨年十月から発足し、このほど第二期目のモニターが区から委嘱され、活動を始めました。

これを機会に第一期のモニターのかたがたの感想などをまじえ、モニターの活動状況やこの制度のねらいについてご紹介します。

モニター制度とは

区の行政は、できるだけ多くの区民のためになる行政であることが最も望ましい姿といえましょう。

このためには、常に区民の区政に対する意向を把握しておかなければならず、その方法として千代田区では、毎年地区別に区政懇談会を開いたり、世論調査等を行っています。モニター制度も、区民の声を直接聞く手段の一つです。

と言っても、モニター制度は、区民の特定個人の苦情や要望を聞くものではなく、なるべく多くの区民が、同じ程度のより良いサービスを受けられるようにするため、その参考となる意見を聞かせてもらおうというものです。

それには、モニターの編成は、できるだけ区民全体の縮図に近いものとなるように性別・年令別・地域別・職業別などを考えて、意見のかたよりを防ぐ配慮が必要となります。

モニターの活動状況

千代田区では、このモニター制度を昨年の十月から発足させ、ことしで二年目になりますが、今年度のモニターのかたがたの性別・年代別・地区別・職業別、それぞれの内訳は表のとおりです。

モニターの任期は一年、定員は三十名です。

地区別

麹　町	13
神　田	17

職業別

自営業	5
勤め人	7
主　婦	15
学　生	1
その他	2

年代別

区　分	男	女	計
20代	1	1	2
30代	3	3	6
40代	2	8	10
50代	4	4	8
60代	2	2	4
計	12	18	30

施設見学会で保育園を見学するモニター（第2期）のひとたち

また、四十九年度の主な活動状況はつぎのとおりでした。

●**施設見学会**　保育園・児童館・福祉会館・総合体育館等の区立施設を見学

●**モニター会議**　三回開催、区の三役・教育長・各部長と区政のいろいろな問題について話合いました。

●**モニター懇談会**　〝千代田区の人口問題について〟というテーマで、夜間人口の減少傾向と区民生活への影響等について話し合いました。これはモニターの自主的な会合です。

●**モニター・アンケート**　区から五回にわたりアンケートをお願いしました。第一回＝消費者対策について　第二回＝建築紛争について　第三回＝環境美化・ゴミ減量運動について　第四回＝広報活動について　第五回＝モニター活動を終って

これらについては、それぞれ報告書にまとめ、区政運営の参考資料としています。

●**随時報告**　区政に対する意見、要望、地域の問題点など、報告してもらった件数は、九十四件にのぼりました。

この中には〝区民の声〟として「区のおしらせ」に掲載したものもあります。

モニターの感想

さて、モニター制度第二年目を迎えたところで、第一期のひとたちにモニター活動を終っての感想を求めてみました。

その中には《任期が一年では短かすぎる》《自分達の意見がどの程度取入れられているのか疑問だ》《出された意見等を真剣に検討する前向きの姿勢があるのか》という厳しい批判もあり、一方では《モニターになったことで、区政に関心を持つようになった》《区民の声を吸収する上で大事な制度だと思う》《今後はモニターOBとして以前とは違う目で区政を見守りたい》というような声も寄せられました。

これらの感想にもあるように、モニターの方の中には、意見を出してもさっぱり区政に反映されていないではないかと、不満を洩らす方が少なからずおります。

確かに、役所の行う仕事は、法律・条例などによる拘束や、予算上の制約で、みなさんからのご意見にすぐ対応できるものは、ほんのわずかです。

しかし、モニターをはじめとする区民の方からの意見の積み重ねが区を動かすことになり、数少ない意見であっても、それが内容のある意見であればすぐにでも区政に反映させるという、前向きの姿勢で区はのぞんでいます。

まだ発足間もない制度ですが、区としてもこのモニター制度を実りのあるものにしていきたいと考えています。

どうぞ区民の皆さんも、長い目でこれを見守っていただきたいものです。またモニターは毎年公募しますので、募集の時期にはふるって応募くださるようお願いします。

月額 5,000円

難病患者に福祉手当

対象病種に4病種を追加

区では、スモン、ベーチェット病、肝硬変など、原因のわからない病気で苦しんでいるひとに、少しでも役立ててもらおうと、難病患者福祉手当（月額五千円）を差上げていますが、対象病種が四病種追加され二十八病種になりました。

新に対象となったひとや、まだ手当を受けていないひとは、申請をしてください。

●手当額　月額五千円（申請した月から、毎年一月、五月、九月の三回に分けて支給されます）

●対象　区内に住み、対象病種にかかっていて、「東京都医療費助成に基づく医療券」（東京都衛生局発行）を持っているひとただし、小児慢性疾病により、同様の医療券の発行を受けているひとは除かれますのでご注意下さい。

●対象病種

スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、多発性硬化症、再生不良性貧血、汎発性強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎、筋萎縮性側索硬化症、特発性血小板減少性紫斑病、サルコイドージス、パーキンソン病、劇症肝炎、慢性肝炎、肝硬変及びヘパトーム、高安病、脊髄小脳変性症、ウイリス輪閉塞症、点頭てんかん、リピドージス、悪性関節リウマチ、悪性高血圧、血友病、人工透析、結節性動脈周囲炎、潰瘍性大腸炎、ビュルガー病、天疱瘡

●申請方法

東京都衛生局の発行した「医療券」と印鑑を福祉課厚生係にお持ちください。

この福祉手当について、くわしいことは福祉課厚生係へ

教育委員会委員を任命

教育委員会委員に松本裕氏が、区議会の同意を得て十一月二十七日任命されました。

青果物 魚介類の安売り 豚肉の産地直送販売

アンケート結果まとまる

区では、区民生活の安定をはかるため、関係業界のご協力を得て、昨年から青果物・魚介類の安売り、豚肉の産地直送販売事業を行っています。

区では、これらの事業が区民のみなさんにどのように利用されているかを知り、また、今後の事業充実の参考とするためにアンケート調査（区内に住む二十歳以上の婦人千人を無作為抽出）を行い、その結果がまとまりました。

現在、青果物の安売りは第一・第三木曜日の月二回、魚介類は第二・第四水曜日の月二回、豚肉の産直は第四火曜日に行っています。

アンケートでは、この事業の周知度、利用状況、価格、回数、品目数などについてお聞きしました。

あなたは、この事業を知っていますか？

青果物・魚介類・豚肉の三つの事業により多少ちがいますが六十～八十㌫のひとが知っていました。なかでも、一番早く始まった青果物の安売りがよく知られていました。

利用したことがありますか？

この事業を知っているひとの利用状況は「よく利用する」、「時々利用する」を含めると三つの事業で五十～七十㌫でした。

知っていながら利用しないと答えたひとは、「実施日をみのがす」「品物が売切れて買えない」「買いたい品物がない」などでした。

価格・品目・回数は？

価格については、七十㌫近くのひとが「いつもより安い」と答え、品目、回数については半数以上が「ふやしてほしい」と答えています。

区ではこれらの結果を参考にしながら、今後、事業の内容をさらに充実していく考えです。

最後に、調査にご協力いただいた方々に、厚くお礼申し上げます。

第四回区議会定例会終わる

第四回区議会定例会は、昭和四十九年度の各会計決算の認定などを議決して十二月十五日閉会しました。

議決された主な議案

▽昭和四十九年度各会計歳入歳出決算の認定について（くわしいことは四・五頁に掲載）

▽難病患者福祉手当条件の一部を改正する条例

区では独自の事業として月額五千円を難病患者に支給しています。この改正は、四病種を追加して、対象病種を二十八病種にするためのものです。

審議された請願・陳情

▽請願…十三件▽陳情…二十八件

人事異動

（十二月一日付）

（　）内は旧職

●部長級　総務部長－森三日生（練馬区児童部長）神田保健所長－宮地秀樹（麻布保健所長）土木部長－富沢清一（南多摩新都市開発本部企画室副参事＝昇任）

退職　片岡新（総務部長）荻村正男（神田保健所長）吉野傳作（土木部長）

●課長級　企画課長－石川雅巳（都総務局行政部区政課行政係長＝昇任）番町出張所長－斉藤和夫（収入役室審査係長＝昇任）神田保健所衛生課長－横田聖四郎（都衛生局総務部企画課主査＝昇任）

●転出（　）内は転出先

企画課長－江原次男（都広報室副主幹）番町出張所長－大洞博正（新宿都税事務所整理第二課長）神田保健所衛生課長－伊藤勇（葛飾保健所衛生課長）

昭和四十九年度決算

昭和四十九年度の一般会計決算と国民健康保険事業会計決算の概略と、昭和四十九年度中に行われた主な事業についてお知らせします。

一般会計

区　　分	金　　額
1.歳入総額	11,227,754,904円
2.歳出総額	9,468,501,001円
3.歳入・歳出差引額(形式収支)	1,759,253,903円
4.翌年度繰越すべき財源	1,175,449,000円
5.実質収支額（3－4）	583,804,903円

昭和四十九年度の一般会計決算額は、歳入百十二億二千七百七十五万四千九百四円、歳出九十四億六千八百五十万千一円でした。

これを四十八年度と比較すると歳入は十八・七%の増、歳出は七・三%の増になっていて、過去五年間と比較すると歳入は四十七年度につぐ伸び率ですが、歳出では四十五年度につぐ低い伸び率となり、規模の面からみた大きな特徴となっています。

歳入から歳出を引いた形式収支は十七億五千九百二十五万三千九百三円ですが、この中から翌年度に繰越す額を除いた実質収支は、五億八千三百八十万四千九百三円の黒字となっています。

歳入・歳出の内訳は表1のとおりです。

国民健康保険事業会計

昭和四十九年度の国民健康保険事業会計決算額は、歳入八億六千五百十万六百八円、歳出八億四千、七百三万六千三十八円でした。

これを四十八年度と比較すると、歳入で三十五・四%、歳出で三十五・九%の増となっています。

これは、高額療養費の実施、医療費の引上げなどによるもので、過去五年間でもっとも大きな伸び率になります。

歳入、歳出の内訳は表2のとおり。

昭和四十九年度中に行われた主な事業は、五ページにあります。

表1：一般会計決算額（単位は円）

●歳入

科　　目	予算現額	収入現額
特別区税	7,208,297,000	7,392,331,853
地方譲与税	30,000,000	37,194,000
自動車取得税交付金	80,000,000	98,370,000
特別区交付金	336,275,000	411,105,000
交通安全対策特別交付金	33,000,000	31,571,000
分担金及び負担金	16,803,000	19,759,352
使用料及び手数料	141,333,000	143,215,929
国庫支出金	371,040,000	367,645,771
都支出金	257,513,000	264,391,838
財産収入	55,502,000	56,490,989
寄付金	,500,000	1,676,500
繰越金	628,681,555	628,681,396
諸収入	1,748,226,000	1,745,321,276
繰入金	30,000,000	30,000,000
特別区債	194,000,000	0
歳入合計	11,131,170,555	11,227,754,904

●歳出

科　　目	予算現額	支出済額	翌年度繰越金
議会費	242,739,000	220,107,221	0
総務費	2,065,439,400	1,980,160,700	0
民生費	2,554,901,555	2,058,411,768	422,240,000
産業経済費	1,122,083,000	989,757,255	119,119,000
土木費	2,371,555,000	2,124,869,009	151,964,000
教育費	2,713,991,000	2,091,695,048	482,126,000
特別区納付金	38,248,000	0	0
諸支出金	3,501,000	3,500,000	0
予備費	18,712,600	0	0
歳出合計	11,131,170,555	9,468,501,001	1,175,449,000

表2：国民健康保険事業会計決算額（単位は円）

●歳入

科　　目	予算現額	収入済額
国民健康保険料	186,333,000	196,143,263
一部負担金	1,000	0
使用料及び手数料	1,000	840
国庫支出金	441,866,000	447,149,977
都支出金	230,059,000	200,842,000
繰越金	15,983,000	15,983,982
諸収入	3,504,000	4,980,546
歳入合計	877,747,000	865,100,608

●歳出

科　　目	予算現額	支出済額	翌年度繰越額
総務費	71,032,000	64,788,510	0
保険給付費	791,085,000	772,850,698	0
保健施設費	443,000	427,720	0
諸支出金	9,187,000	8,969,110	0
予備費	6,000,000	0	0
歳出合計	877,747,000	847,036,038	0

昭和四十九年度の主な事業

区民の生活防衛

石油危機に起因した異常な物価高騰が続き、この影響を直接受けた区民のみなさん、特に、社会的に弱い立場にいるひとたちの生活を守ることに力がそそがれました。

老人福祉事業

老人健康審査（無料）の対象を、区独自で六十歳まで引下げました。

おとしよりだけの世帯、ひとり暮しのおとしよりの畳替工事を行い、ひとり暮しとねたきりのおとしよりに声の訪問・友愛訪問を始めるとともに、家庭奉仕員・家政婦を派遣し、警報ブザーも設置しました。さらに、ねたきりのおとしよりには、寝具や湯沸器などの生活用具を差上げました。

そのほか、七十歳以上のおとしよりに敬老入浴券を交付しました。

区民生活の安定

青果物・魚介類の安売り、豚肉の産地直売事業を開始しました。

応急資金、生業資金、母子福祉応急小口資金の貸付額を増額し、公衆浴場確保のため、区内の公衆浴場に委託経費を支出しました。

中小企業の振興のためには、商工融資の枠を拡大したほか、小企規模企業、中小企業勤労者向けの融資制度を新設しました。

また、資源の再利用、ゴミの減量を目的に有価物集団回収、生活用品交換即売会を実施しました。

社会福祉施設の充実

おとしよりのための総合的な施設として、神田神保町二丁目に老人福祉センターが開館しました。

飯田橋三丁目には、四番目の区立保育園の建設を開始しました。

生活環境の整備

再開発計画の策定

住みよい町づくりを目指して、千代田区再開発審議会が中心となり、「千代田区再開発基本構想に関する答申」が出されました。

緑化対策

区内の緑の実態を把握し、緑化施策に反映させるため、区内全域の緑の実態調査を行いました。

五番町と岩本町二丁目に児童遊園を新設、神保町二丁目に「せせらぎコーナー」の設置、区内に緑地帯五か所（八百七十八㎡）を設置、街路樹二百六本を植樹しました。

街の安全施設整備

ガードレール三百五十㍍、歩道二千二百平方㍍、街路灯百十四基を新設、改良し、日本橋川に三百六十八㍍の転落防止柵を設置しました。

防災対策

初期消火用の三角バケツを区内全世帯に配布したほか、災害対策用備蓄物資の充実、貯水槽の新設（神保町二丁目）を行いました。

教育環境の整備

学校教育施設の充実

鎌倉養護学園に三百七十二平方㍍の体育館の建設を開始し、学校放送設備のカラー化を五つの小学校で行い、校庭・屋上のウォークトップ舗装（小学校五、中学校一）、プール浄化装置（小学校二）、自動うがい機（全小学校）を設置しました。

文化財保護

文化財専門委員を任命し、関係資料の調査収集を行い、区内の史蹟・文化財に高札を設置しました。

区民の意向を区政に

区民のみなさんの声を区政に反映させるため、出張所ごとに区政懇談会とその他区の問題を話合う地区別懇談会を開催しました。

区政に関する世論調査を実施し、区政モニター制度を新設しました。

初期消火のための街路の消火器
三〇〇本を増設しました

避難道路・木造建築地区を中心に

〝グラッときたら、まず火の始末〟と言われるほど、火災による被害は恐しいものです。

区では、昭和四十八年三月に千五十本の消火器を、初期消火に役立ててもらうために区内の街路に取付けましたが、このたび、さらに三百本を増設し、初期消火態勢の充実を図りました。

避難道路とそれに通じる主要道路、六十㍍おきに一本

区には、外神田から須田町を通り避難場所の皇居東御苑に通じる避難道路があります。

災害により、避難地へ避難するひとたちの安全を確保するために避難道路とそれに通じる主要道路の両側に六十㍍おきに粉末消火器を配備しました。

木造建築の多い地区を重点に

強化液消火器を増設

木造建築の比較的に多い地区を重点に、木造火災に有効といわれる水系強化液消火器を増設し、街路の消火器が六十㍍から八十㍍に一本の割合で配備されるようにしました。

消火器の使い方

今回の増設により、街路に配備されている消火器は、粉末のものと強化液の二種類になりましたが、使い方は同じです。

①ホースを火元に向ける
②安全ボタンを引く
③レバーを強く握る

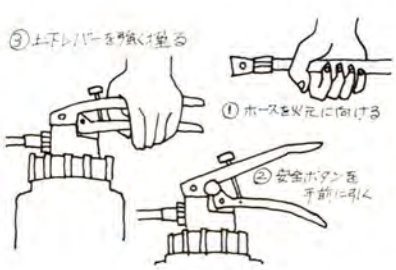

消火器を使用したら区役所へ連絡を

街路の消火器を使用したり、格納箱の破損、消火器の盗難などに気付いたときは、環境部防災課に連絡してください。

年末・年始の窓口

区役所の窓口は、十二月二十七日(土)で終わり、新年は一月五日(月)から始まります。

戸籍、住民登録など区役所へご用の方は、年内は十二月二十七日の午前中までにお願いします。

また、区の施設の年末年始の休館は表のとおりです。

●戸籍謄・抄本の電話予約

電話予約は、十二月二十四日(水)までにお願いします。新年は一月五日(月)から受付けます。

●教育相談の予約は

教育研究所で行っている教育相談の電話予約は、十二月二十六日(金)まで行っています。新年の受付けは一月六日(火)からです。相談は一月十三日(火)から行います。

■は休み

窓口＼日付	12月 26	27	28	29	30	31	1月 1	2	3	4	5
区役所			■	■	■	■	■	■	■	■	
出張所			■	■	■	■	■	■	■	■	■
保健所			■	■	■	■	■	■	■	■	■
体育館				■	■	■	■	■	■	■	■
社会教育会館				■	■	■	■	■	■	■	■
図書館	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
児童館				■	■	■	■	■	■	■	
老人福祉センター			■	■	■	■	■	■	■	■	■
富士見福祉会館				■	■	■	■	■	■	■	■

青果物消費者サービスデー

1月16日(金)

第三木曜日は祝日のため十六日に変更。一日は市場が休みのため中止

豚肉の産地直送販売

1月27日(火)

魚の消費サービスデー

12月24日(水)・1月14日(水)

新年交歓会

一月六日(火)午前十一時から、区役所六階で区政関係者約千五百名をお招きして新年交歓会が開催されます。

大気のよごれ11月の数値

○亜硫酸ガス(SO_2)

区役所前…… 0.02p.p.m

○一酸化炭素(CO)

区役所前…… 2.3p.p.m
神保町交差点…… 8.0p.p.m

環境基準
亜硫酸ガス(SO_2) 1日平均値が0.04p.p.m以下
一酸化炭素(CO) 8時間平均が 20p.p.m以下

年末・年始のゴミの収集

年末・年始のゴミの収集日程はつぎのとおりです。

なお、十二月二十八日の日曜日も収集作業をするため、平常の収集日とずれる地区がありますのでゴミの出し遅れのないようにお願いします。

問合せ
麹町清掃事務所 ☎261―四九〇一
神田清掃事務所 ☎251―〇五六六

●普通ゴミ年末・年始収集日程

清掃事務所＼収集地区	麹町清掃事務所地区 収集最終日	麹町清掃事務所地区 収集開始日	神田清掃事務所地区 収集最終日	神田清掃事務所地区 収集開始日
月・水・金収集地区	12月28日(日)	1月7日(水)	12月29日(月)	1月5日(月)
火・木・土収集地区	12月29日(月)	1月6日(火)	12月28日(日)	1月6日(火)
繁華街地区(毎日収集地区)	12月30日(火)	1月5日(月)	12月30日(火)	1月5日(月)

●分別ゴミ年末・年始収集日程

清掃事務所＼収集地区	麹町清掃事務所地区 収集最終日	麹町清掃事務所地区 収集開始日	神田清掃事務所地区 収集最終日	神田清掃事務所地区 収集開始日
火曜収集地区	12月23日	1月6日	12月30日	1月6日
水曜 〃	12月24日	1月7日	12月24日	1月7日
木曜 〃	12月25日	1月8日	12月25日	1月8日
金曜 〃	12月26日	1月9日	12月26日	1月9日
土曜 〃	12月27日	1月10日	12月27日	1月10日
月曜 〃	12月28日	1月12日	12月29日	1月5日

12月・1月の休日診療当番医

12月28日	福田医院	五番町 6	☎261-8727
	三崎町医院	三崎町2－16－5	☎261-7446
29日	永井医院	九段南4－6－13	☎261-1777
	長竹医院	外神田3－4－15	☎251-3136
30日	五味医院	麹町 1 － 7	☎261-6580
	坪井医院	和泉町 1	☎866-7815
31日	中島医院	隼町 3 － 11	☎261-9319
	奥田医院	神田多町2－9	☎254-0701
1月1日	日比谷病院	内幸町1－3－2	☎502-7231
	代田医院	外神田6－12－3	☎831-5779
2日	小川医院	飯田橋1－10－7	☎261-1413
	関医院	神田多町2－11	☎252-5566
3日	山梨医院	九段北1－7－7	☎261-2809
	一ツ橋診療所	神田神保町3－29	☎261-9260
4日	野田医院	一番町 10	☎261-4117
	至誠堂医院	神田多町2－6	☎251-2777
11日	東京警察病院	富士見2－10－41	☎263-1371
	中沢医院	外神田3－10－8	☎251-2683
15日	九段坂病院	九段南2－1－39	☎262-9191
	田崎医院	神田佐久間町2-13	☎866-3058
18日	都築医院	九段北1－5－1	☎261-7116
	神田クリニック	内神田3－15－4	☎252-0621
25日	柳下医院	平河町1－7－4	☎261-1261
	渡辺医院	東神田2－5－12	☎866-7379

●診療時間は午前9時から午後5時までです。
●健康保険証は必ずお持ちください。
●休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

区民スキー講習会
区民スラローム
長野県飯山スキー場で

長野県飯山国際スキー場で、二月十三日から十七日まで、第二回区民スキー講習会を開きます。

また、二月十五日には、千代田区スキー協会による区民スラローム大会も行われます。

●区民スキー講習会

とき　二月十三日(金)夜出発～十七日(火)早朝帰京

ところ　長野県飯山国際スキー場

参加資格　区内在住・在勤者

定員　六十名(先着順)

参加費　一万六千円

申込み　一月二十六日(月)の正午から区役所六階会議室で受付けますので、申込金一万円を添えて申込んでください。(申込人員は一人につき五人まで)

問合せ　社会教育課体育係

●区民スラローム大会

この大会は三月に行われる都民大会の千代田区代表選手選考の参考資料になります。

とき　二月十五日(日)午前十時

ところ　飯山国際スキー場

種目　回転競技(男女・年齢別)

参加資格　区内在住・在勤者(在勤は都内在住に限る)

参加費　五百円

申込み・問合せ　一月十九日(月)から二十三日(金)の午前九時から正午までに、千代田区スキー協会(三共印刷内沢田)☎294―五六三一に申込んでください。

心身障害者のつどい

とき　一月十一日(日)午後一時

ところ　富士見福祉会館(国電・地下鉄・バス共飯田橋下車)

内容　歌謡万才　奇術

会費　無料

問合せ　富士見福祉会館(富士見二―三―六)☎262―一〇四五

一月十五日
成人の日のつどい

来年の一月十五日、区内では約千六百名の若者が成人を迎えます。対象となるひとは、昭和三十年一月十六日から三十一年一月十五日までに生れたひとたちです。

区では、この若者たちのつどい「成人の日のつどい」をつぎのとおり開催します。

なお、招待状は一月上旬までにお送りします。

とき　一月十五日午後一時から

ところ　千代田区公会堂

内容
記念式典
記念講演
「時局展望」　細川隆元氏

区立保育園
入園申込みを受付

毎年四月になりますと、区立保育園を卒園する児童があります。

また、来年五月には、飯田橋三丁目に新しい保育園が開園します。

おこさんの入園を希望するひとは、なるべく五十一年一月末日までに申込んでください。

なお、今年の十月以降、すでに入園の申込みをしたひとは、あらためて申込む必要はありません。

申込み　福祉事務所相談係

婦人卓球教室

初心者の婦人を対象にした卓球教室を開きます。

とき　一月二十日(火)から二十四日(土)までの五日間
午前九時三十分から正午まで

ところ　区立総合体育館卓球場

定員　五十名(先着順)

会費　百円

申込み・問合せ　会費を添えて社会教育課体育係まで申込んでください。

一月の老人のつどい

富士見出張所地区――七日
富士見福祉会館
番町出張所地区――十二日
番町区民会館老人娯楽室
神保町出張所地区――十三日
老人福祉センター集会室
万世橋出張所地区――十四日
万世橋区民会館老人娯楽室
神田公園出張所地区――十七日
神田公園区民会館老人娯楽室
和泉橋出張所地区――十七日
和泉橋区民会館区民集会室
時間はいずれの会場も午後一時三十分から四時までです。

一月の野外こども会

八日＝西神田公園　九日＝錦華公園　十二日＝富士見(児)　十三日＝北の丸公園皇宮警察寮　十四日＝神田公園　十六日＝竜閑(児)　十九日＝淡路公園　二十日＝佐久間公園　二十二日＝心法寺(児)　二十三日＝錦華公園　神三(児)　二十六日＝西神田公園　二十七日＝東郷公園　富士見(児)　二十八日＝神田公園　岩本町二丁目(児)　二十九日＝芳林(児)　淡路公園　三十日＝平河町(児)　心法寺(児)

いずれの会場も午後二時から、雨天・強風などの場合は中止です。

児童館だより

●神田児童館

映画会　「トムソーヤの冒険」
一月十日(土)　午後二時三十分

●西神田児童館

年忘れハッスル会
十二月二十四日(水)　音楽クラブの発表やゲームなど、みんなが参加できる会です。

老人福祉センターの行事

新年ゲーム大会　一月十日(土)
映画会　一月十七日(土)
演芸会　一月二十四日(土)
時間は、いずれも午後一時から

保健所だより

麹町保健所（丸の内3-5-1）
☎212－5008
神田保健所（神田錦町3-10）
☎291－3641

肺機能検査

千代田区は、法律により大気汚染地域に指定されています。大気の汚染などで肺の具合が気になるひとのために、麹町保健所では肺機能検査を行っています。

とき　毎週月・水・金曜日
午前九時から十一時まで
ところ　麹町保健所
検査内容　肺活量と一秒量（率）
料　金　無料

子宮がん検診

麹町保健所では、区内に住む三十歳以上の女性を対象にした、子宮がん検診を無料で行います。

とき　一月二十一日（水）午後一時
ところ　東京都がん検診センター
定　員　二十五名（先着順）
希望者は、麹町保健所予防課業務係まで電話で申込んでください。

三・四か月児健康診査

神田保健所地区の乳児を対象に健康診査を行います。

とき　一月二十日（火）午後一時から二時三十分まで
ところ　神田保健所
対　象　昭和五十年九月生れの乳児

三歳児健康診査

神田保健所地区の幼児を対象に健康診査を行います。

とき　一月二十七日（火）午後一時から二時三十分まで
ところ　神田保健所
対　象　四十八年一月生れの幼児

十八か月児健康診査

神田保健所地区の幼児を対象に健康診査を行います。

とき　一月十三日（火）午後一時から二時三十分まで
ところ　神田保健所
対　象　四十九年七月生れの幼児

歳末食品の一斉取締り

年末は一般の時期とは違い、正月食品など、多くの食料品が出まわります。

麹町、神田保健所では、食品の安全を保つため歳末一斉取締りを行っています。

区民のみなさんも、加工食品の保存には気をつけるとともに、食品を買うとき、標示（製造所、製造月日など）に十分注意してください。

わたしの便利帳 一月中旬にお届けします

「わたしの便利帳」'75年版）を、来年一月中旬にみなさんのご家庭にお届けします。

この便利帳は、区や都が行っている事業案内と窓口案内が掲載してあり、九つの項目（若い世代、くらし、生活環境、健康、国保と年金、心身障害者、おとしより、余暇・文化）に分けて掲載してあります。

見やすくするために、説明はかんたんにしてありますので、くわしく知りたいときや、わからないときは、各窓口に問合せてください。

●配布日程

この便利帳は、一月十日（土）から十三日（火）までの間に、配布業者が、直接みなさんのご家庭にお届けします。（この期間内に雨の日があったときは、その日数だけ延びます）

もし、この期間を過ぎても、届かないときは、係まで連絡してください。

●連絡先

千代田区役所企画部広報課
☎264－〇一五一（内線211・212）

国民年金のかけ金は所得控除が受けられます

「所得税確定申告」の時期になりました。国民年金のかけ金も社会保険料控除として、税金の控除が受けられます。みなさんが支払った保険料は忘れずに申告しましょう。

サラリーマンの奥さんのばあいは、ご主人が勤め先で生命保険料の控除などを申告するとき、一緒に申告してください。このとき、証明書（領収書）は添付する必要はありません。

国民年金保険料納付書（第四期分）を送ります

国民年金保険料の昭和五十年度第四期分（一、二、三月分）の納付書を年内にお届けします。保険料は、金融機関か郵便局、区役所、出張所で納めてください。このとき、一、二、三期分の保険料を納め忘れているひとも納めてください。

なお、古いかけ金が納められる「特例納付」は、今月の末日で取扱いが終りますので注意してください。

また、保険料はまとめて納めることができます。割引があり、納め忘れがなく大変便利です。

第2回 区民世論調査の結果

区政に対する区民のみなさんの考えをお聴きし、より良い区政を進めていくうえでの参考資料とするため、昨年に引続き今年も世論調査を行いました。

この調査は、区内に住む二十歳以上の区民千人を対象として、八月二日から十三日までの十二日間にわたり、調査員が対象者宅を訪問し、聴き取り調査の形で行われました。

調査項目は区民生活、日照、保健衛生、社会教育・社会体育、区政への要望の五項目ですが、紙面のつごうでこのうちの区民生活を除いた四項目について、調査結果のあらましをご紹介します。

なお、この調査にご協力いただいた区民のみなさんに厚くお礼申し上げます。

日照について

●日照の状況と阻害原因

日照は人間が健康な生活を営んでいくうえで欠くことのできない要素とされていますが、区内の日照の状況はどうなのでしょうか。

冬、最も日の短かい頃の状況を聞いてみました。(図—1)

結果は、「良い」が二十三・五%ある反面、「悪い」も三十三・二%とかなりあります。

日あたりが「悪い」、「やや悪い」とするひとの七十八・三%は民間ビル、それも六階建以上のビルがその原因であるとしています。

日あたり時間については、「三~四時間」が二十一・四%で最も多く、ついで「一~三時間」が二十・四%です。

ほぼ一日中日があたっているのは全体の十二・五%で、「全く日があたらない」という答が十五・五%あります。

図—1 日照の状況と日照阻害の原因となっているもの

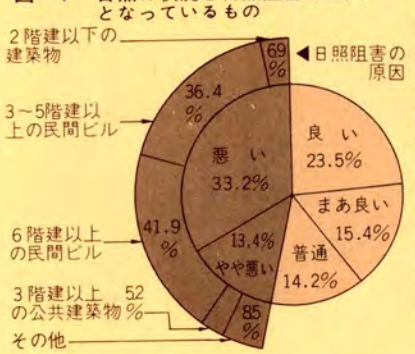

全体的な特徴としては、日照状況の良好なひととの劣悪なひととの差が大きく、二極化の傾向があることと、神保町、神田公園の両地区が他の地区に比べて悪い状況にあることです。

●日照の必要量

それではこのような状況のなかで、区民は一日最低何時間位の日照が必要と考えているのでしょうか。

「五時間位」が二十七・五%で最も多く、全般的には五時間前後(四~六時間)が六十・六%と大勢を占めています。

しかし、「三時間位」でよいというひとが十四・一%おり、この意見は現在の日照時間が「全くあたらない」、「一~二時間」のひとに多いことから、これらのひとは「ぜいたくはいわないので、現在より一時間でも多く日照がほしい」と考えているとみてよいでしょう。

●建物を新・増・改築するとき

日照問題と密接な関係にあるのが建物の新・増・改築です。

まず、近所の家が新・増・改築をする場合、どのような配慮をしてほしいかを聞いたところ、「周囲の日照が悪くならないようにしてほしい」が四十二・二%で最も多くなりましたが、「敷地一杯」を許容するひとも約三割に達しました。

そこで今度は、自宅を新・増改築する場合どのような配慮をするかが図2ですが、他家への要望の場合と似た結果になっています。

他家屋の場合の「敷地一杯もやむを得ない」、自宅の場合の「敷地一杯に建てる」という意見は、地区別にみた場合、神田公園、万世橋、和泉橋地区に多くなっています。

図—2 他家屋の新・増改築への要望および自宅の新増改築の際の配慮の比較

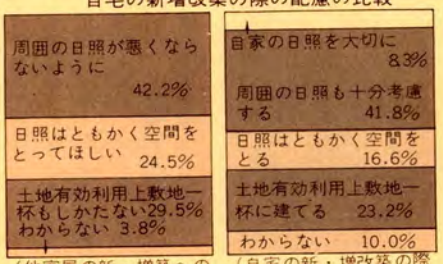

●ビル建設による日照阻害への対応

これまでは隣家同志の関係をみてきましたが、ビル建設による日照阻害についてはどうでしょうか。

「建設中止または設計変更を働きかける」という積極的な《日照優先派》は全体の三十六・七%、これに対して《あきらめ派》は過半数の五十三・七%です。

これを職業別にみると、労務職以外では《日照優先派》と《あきらめ派》がほぼ同率であるのに、自営業では《日照優先派》が二十六・三%と少なくて、《あきらめ派》は六十六・五%にものぼっています。

図—3 ビル建設計画に対する日照阻害への対応と相談先

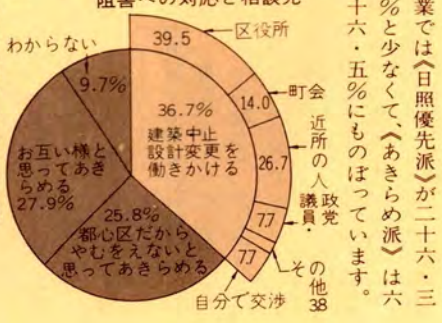

●日照面から見た今後の千代田区のあり方

(1)住宅を主とした地域=建築制限きびしい=日あたり良い、(2)商店や事務所を主とした地域=建築制限ゆるい=日あたり悪い。(3)現状のままでよいの三つのあり方から選んでもらいました。

結果は図—4のとおりで、区民の意見の大勢としては、現状より「商業地域」化が進行して日照が悪化することは望んでおらず、「現状維持」または「住居地域」の増加を望んでいるといえそうです。

図—4 今後の土地利用のあり方

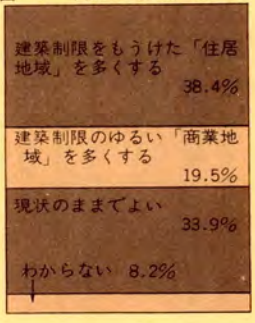

保健衛生について

●保健所業務の周知度と要望

保健所では非常に多くの仕事を行っていますが、どの程度知られているのでしょうか。

比較的区民に親しみのある項目を選んで聞いてみました。

その結果は図―　のとおりですが、「伝染病予防接種」については九十一・九%のひとが知っていました。

「公害病の検診」と「難病患者への医療費助成」以外の項目についての周知度は、三十代の女が一番高くなっています。

では、今後とくに力を入れてほしいという仕事はなんでしょうか。図―6のとおり成人病検診及び公害病検診がずば抜けて率が高くなっています。

このうち、「公害病の検診」は周知度が下から四番目と低いにもかかわらず、力を入れてほしいもののなかでは第二位の高率です。

図―5　保健所業務の項目別の周知度

図―6　保健所業務への要望

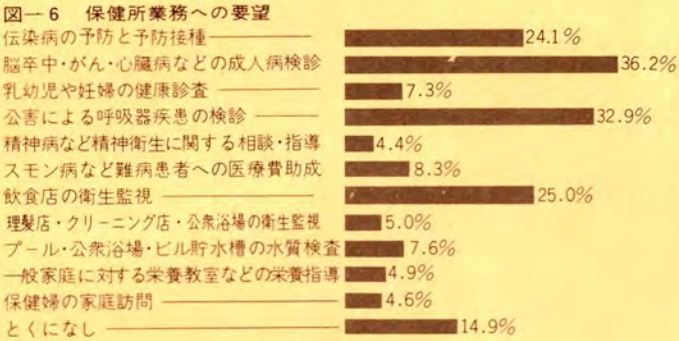

●保健所の利用度と評価

過去一年間に、十七・三%のひとが保健所を「利用したことがある」と答えています。

性年代別にみると、男の五十代と六十代以上の高令層、女では二十代と三十代の若年層の利用度が高く、特に女の三十代は三十一・三%と区平均の倍近い率です。

又、利用した時の意見では、保健所の位置については、麹町保健所の場合、大半の区民の居住地から距離が遠いためか、三十七・五%が不適当と答え、適当は七・五%にすぎませんでした。

職員の応接態度や仕事の処理の仕方については、両保健所ともおおむね評価が良く、「良い」が三十～四十%に対して「良くない」は十%以下でした。

●休日診療制度の周知度・利用度

休日に急病人が発生した時のため、区では、二年前から休日診療制度を設けていますが、この制度が「伝染病予防と予防接種」にあることを知っていたひとは七十六・五%で、利用したことがあるひとは五・三%でした。

家族構成別にみますと、周知度は乳幼児のいる家庭のひと、小、中学生のいる家庭のひとがいずれも八十%以上と高く、利用度もこの層のひとが高く(八～十%)なっていますが、老人のいる家庭では四・九%と平均よりやや低くなっています。

●健康管理・体力づくりの方法

「十分な休養と睡眠」を心がけているひとが四十二%と最も高くなっています。(図―7)

「適度な運動」という積極的な方法は男の二十代と三十代が第一位を占め、この年代では半数前後のひとが「適度の運動」を行っています。

この方法は年代があがるにつれておおむね減っていますが、五十代では体力的な衰えがあるにもかかわらず、「運動」への志向は逆に相当強いのではないかとみられる結果が出ています。

全体的な傾向としては、二十代五十代及び六十代以上のひと達がやや類似した健康管理・体力づくりの方法をとっているのに対し、三十代、四十代の壮年期のひとは「栄養・カロリー」重点型の方法をとり対照的です。

とくに四十代は「とくになにもしてない」が十九・四%もおり、「適度の運動」が少ないこととも相まって、健康管理の年代的な空白期の傾向を示しています。

図―7　健康管理と体力づくりの方法

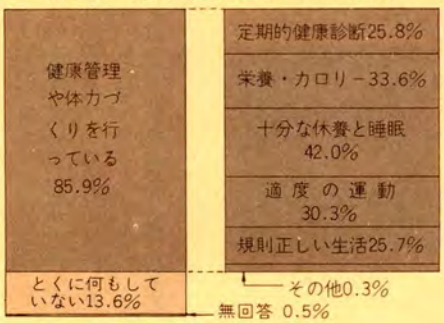

●「公害健康被害補償法」地域指定の周知度

「公害健康被害補償法」が昭和四十九年九月に施行され、千代田区は他の七区とともに同年十一月、この法律による大気汚染地域に指定されました。

この指定によって、大気汚染による呼吸器系の病気で治療中の患者が無料で治療を受けたり、いろいろな補償を受けることができるようになりましたが、このことを「知っていた」ひとは二十八・五%でした。(図―8)

図―8
「公害健康被害補償法」の地域指定の周知度

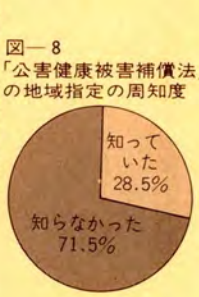

●呼吸器系患者の有無

この法律による被害補償対象は「慢性気管支炎」、「気管支ぜん息」、「ぜん息性気管支炎」、「肺気腫」の四種の病気の患者のうち認定を受けたひとですが、この四種の公害病患者が家族にいるかどうかを聞いたところ、九・六%がいると答えました。

地区別では神田公園地区に「いる」と答えたひとが最も多く(十五・六%)、富士見、万世橋地区は区平均よりもかなり少なくなっています。

家族構成別では、乳幼児、小・中学生、老人がいる家庭のひとに、公害病患者が「いる」と答えたひとが多くなっています。

社会教育・社会体育について

●学びたい事・身につけたい事

区の社会教育課では、学校を出たあともなにかを学びたい、身につけたいと思っているひとに対し、各種の社会教育事業を実施しています。

機会があれば「学びたい、身につけたい事柄」があるかどうかについて、具体的な項目を答えたひとは六十六・八%、「とくにない」は三十二・七%でした。

性別にみると男の方がやや「向学心」が高く又、若者ほど向学心、技術の修得、教養の向上などの志が強いようです。

「学びたい、身につけたい事柄」の内容ですが、全体では「趣味、特技」と答えたひとが三十二・六%と群を抜いて高くなっています。

図—9　男女別にみた「学びたい事・身につけたい事」

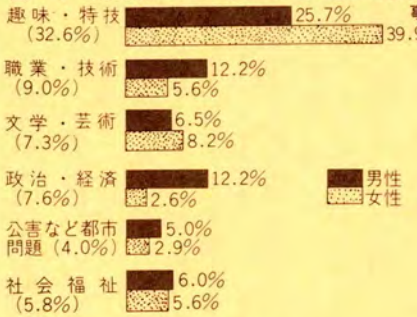

「趣味・特技」は男に比べて女の方が断然比率が高く、とくに二十代～五十代では四十%以上の高率です。

「職業・技術」は男の二十代三十代及び労務職の人が比較的高率となっており、「政治・経済」は男全体及び職業柄社会の動向に強い注意を払っていると思われる自営業、管理自由業が高率となっています。(図—9)

●社会教育事業への参加状況と不参加の理由

九十三・七%と大半のひとは「どれも参加したことがない」と答えています。

その理由は、「参加したいが暇がない」というひとが四十八・八%と最も多く、「知らなかった」が十八・五%でこれに続いています。

参加者の内訳は「婦人学級」が三・二%で最も多く、ついで「青年講座」(一・三%)、「成人学校」(一%)の順です。

●社会教育施設の設置方法

それではこうした事業を行う場となる社会教育会館、青年館、婦人館などの社会教育施設の設置方法はどのような形が望まれているかといいますと、「規模が大きいものを一つと、さらに小規模のものを三つ位つくる」が三三・一%で最も多くなっています。

●スポーツをしているかどうか及びスポーツの種目

スポーツをしているかどうかについては、「時々」も含めてやっているひとは三九・一%、「ほとんどやらない」、「全くやらない」ひとは六十・八%と、やらないひとの方が二十%以上も上まわっています。やらない人の理由では、「やりたいが暇がない」というひとが四割以上と一番多くなっています。

性別では、男の場合やっている人は五四・一%と過半数ですが、女の場合は男の半分にも満たない二十三・三%です。

やっているスポーツを性年代別でみると、男の三十代～五十代の「ゴルフ」が三十%前後と非常に高く、とくに男の四十代、五十代のスポーツをやっているひとの大半は「ゴルフ」によって占められています。

「スキー」は二十代の男女に人気があり、「登山・ハイキング」、「卓球」、「テニス」は女に愛好者が多いようです。(図—10)

図—10スポーツをやっている人の比率とスポーツの種目

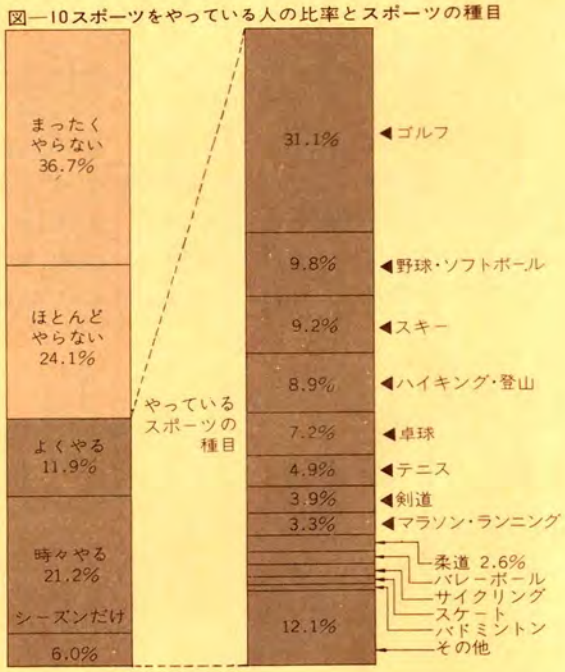

●スポーツをやる場所

これらのスポーツをどこでやっているかについては、「民間のスポーツ施設」が三十五・七%で最も多く、区立、公立をあわせたスポーツ施設の利用率は十一・八%にとどまっています。

●スポーツ大会、講習会への参加状況と不参加理由

最近一年間に区が主催したスポーツ大会、スポーツ講習会への参加状況をみますと、参加したひとは六・五%にすぎません。

又、参加しなかったひとは九三・二%ですが、その理由は「参加したいが暇がない」が四十五・六%と半数近くを占め、ついで「そうした事業に参加する気がない」が二十三・四%で続いています。

●スポーツ講習会でとりあげてほしい種目

日常の中で気軽にできる「ラジオ体操」(十一・六%)をあげるひとが最も多く、ついで「水泳」(八%)、「ゴルフ」(七・七%)「釣」(五・一%)、「スキー」(四・九%)順です。

●体育施設の設置方法

現在、区の体育施設は総合体育館と外濠グランドが主なものですが、今後、体育施設を設ける場合の方法としては、「区立小・中学校の体育館やプールの開放」が三十六・六%で最も多くなっています。

「とくに必要ない」は男女とも高令層になるほど多くなっています。

図—11

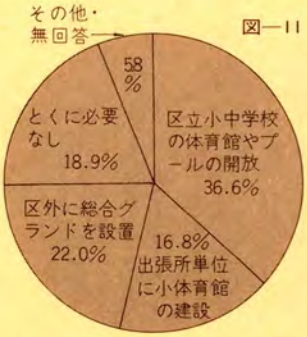

区政への要望

最後に、区政全般についての要望を「施策」と「施設」についてとらえてみました。

●とくに力を入れてほしい施策

順位をつけて三つまで選んでもらいましたがその結果、一位から三位までの比率の合計が最も高かったのは「緑化対策」で三十一・八%、以下「公害対策」、「老人対策」、「防災対策」の順です。（図―12）

しかし、合計比率が高くても、そのうちの第一位の比率が低ければその要望はあまり強いといえないし、逆に合計比率があまり高くなくても、第一位の比率が高ければその要望は強いといえるわけです。

そこで、次の式によって要望の強さを点数におきかえてみました。

※要望の強さ＝第一位の比率×三点＋第二位の比率×二点＋第三位の比率×一点

その結果、第一位の比率が最も高かった「中小企業対策」が六十三・六点で最も強い要望となり、以下「老人」（六十二・一点）、「公害」（五十九・七点）、の順となり、単純合計した場合とは、順位にかなりの違いが出ました。

地区別にみた上位三位の施策は表―1のとおりです。

●すぐにでも作ってほしい施設

これも施策と同様に、順位をつけて三つまで選んでもらいましたがその結果、一位から三位までの合計比率では「公園・児童遊園」（二十七・五%）が最も高く、ついで「区営駐車場」（二十四・六%）「区立住宅」（二十三・四%）、「消費者センター」（二十三・一%）、「老人福祉施設」（二十二・五%）の順でした。（表―2）

これを施策の場合と同様、要望の強さを点数にかえてみました。

結果は、一位から三位までは合計比率で見た場合と同じで、四位が「老人福祉施設」、五位が「消費者センター」と入れかわり、施策の場合ほど変動はありません。

ただ、図書館と保育園が合計比率の結果に比べて要望が強く出ているのが目立つ程度です。

地区別にみた上位三位の施設は表―3のとおりです。

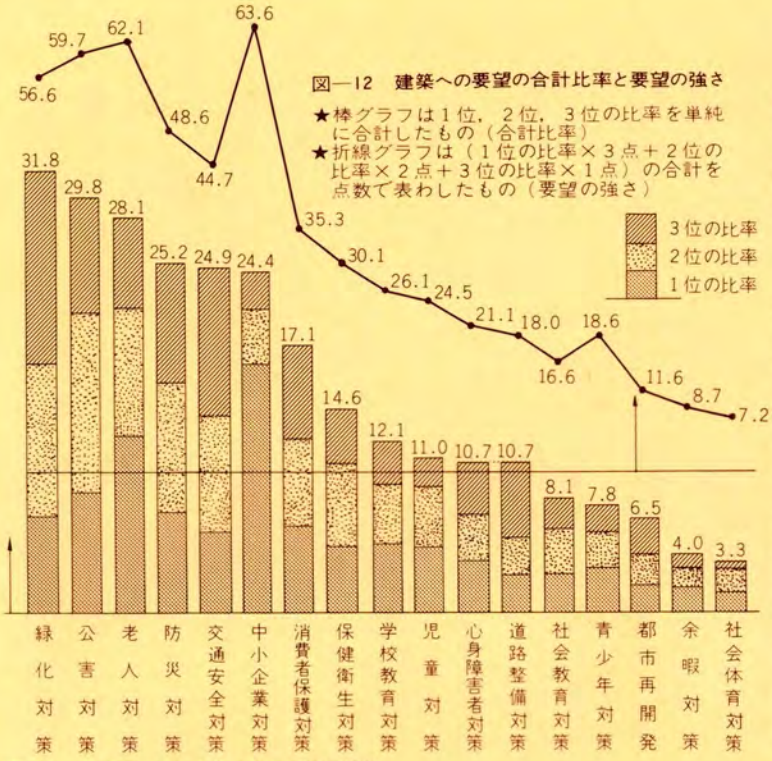

表―1　地区別にみた上位3位の施策（対策）

		第1位	第2位	第3位
区全体		緑化対策 31.8%	公害対策 29.8%	老人対策 28.1%
地区別	番町	公害対策 36.2%	老人対策 28.2%	緑化対策 27.7%
	富士見	公害対策 31.1%	防災対策 31.1%	消費者保護対策 28.8%
	神保町	緑化対策 41.0%	中小企業対策 35.1%	公害対策 27.6%
	神田公園	交通安全対策 34.4%	公害対策 31.3%	老人対策 22.9%
	万世橋	緑化対策 34.6%	公害対策 33.6%	防災対策 29.0%
	和泉橋	緑化対策 43.6%	中小企業対策 36.1%	老人対策 33.1%

表―2　区の施設への要望

施設名	第1位	第2位	第3位	合計
保育園	5.5%	3.6%	2.3%	11.4%
児童館	2.7	3.0	1.8	7.4
産業会館	1.0	1.2	1.5	3.7
青年会館	1.9	2.3	1.4	5.6
婦人会館	2.6	3.1	1.9	7.6
公園・児童遊園	11.8	9.8	5.9	27.5
区営駐車場	11.7	8.3	4.6	24.6
集会所	1.3	1.2	1.4	3.9
区民保養施設	5.1	8.2	6.0	19.4
図書館	4.4	5.0	3.1	12.5
スポーツ施設	7.6	8.3	5.1	21.1
区立住宅	10.0	7.4	5.9	23.4
老人福祉施設	8.2	6.7	7.6	22.5
心身障害者施設	3.2	3.5	6.2	12.8
社会教育会館	0.6	1.5	3.3	5.5
消費者センター	7.4	6.7	9.0	23.1
郷土館	1.2	1.5	4.6	7.3
その他	0.9	0.4	—	1.3
とくにない	12.8	—	—	12.8

表―3　地区別にみた上位3位の施設

		第1位	第2位	第3位
区全体		公園・児童遊園 27.5%	区営駐車場 24.6%	区立住宅 23.4%
地区別	番町	公園・児童遊園 25.4%	区営駐車場 25.4%	消費者センター 23.7%
	富士見	消費者センター 37.9%	区立住宅 25.8%	スポーツ施設 24.2%
	神保町	区立住宅 29.9%	公園・児童遊園 29.1%	区営駐車場 28.4%
	神田公園	区民保養施設 24.0%	区営駐車場 20.8%	区立住宅 19.8%
	万世橋	公園・児童遊園 35.5%	区営駐車場 29.0%	区立住宅 28.0%
	和泉橋	公園・児童遊園 33.1%	老人福祉施設 27.1%	スポーツ施設 24.8%